

- 自力再建等が困難な高齢者の住まいの確保に向け、仮設期間終了後、一定の改修工事を経て被災者の恒久的住処として活用できる**木造仮設住宅**の建設に積極的に取り組んだ。
- また、**「みなし仮設」**や、**トレーラーハウス・ムービングハウス**等も積極的に活用した。



写真提供：石川県

応急仮設住宅

○令和6年能登半島地震

- ・ 応急仮設住宅は、必要戸数(6,882戸)の全てが完成(令和6年12月23日完成)。
- ・ 大雨で浸水被害のあった6団地(218戸)の全てで復旧工事が完了(令和6年12月26日完了)。
- ・ みなし仮設には、令和8年5月25日時点で、石川県内:1,835世帯、県外(富山、福井):28世帯がそれぞれ入居。

○令和6年9月20日から的大雨

- ・ 応急仮設住宅は、必要戸数(286戸)の全てが完成(令和7年3月28日完成)。
- ・ みなし仮設には、令和8年5月25日時点で、石川県内:32世帯、県外(福井):1世帯が入居。



対応方針

仮設住宅の供与期間は原則として2年であるが、道路復旧や災害公営住宅の整備状況などを踏まえ、1年間の供与期間の延長を行った。(令和7年6月30日付け)